

岩手県告示第 547 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称 財団法人岩手県建築住宅センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号
 - (2) 盛岡市盛岡駅西通二丁目 3 番 18 号
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成 19 年 6 月 20 日